

1. 増員状況と検証の必要性

増員状況と将来予測

① 法曹三者は過去10年で1万4154人増えましたが、うち1万3237人は弁護士の増加分です。

② 法曹人口の増加ペースは、今後25年間は司法試験合格者数から自然減約500人を引いた人数が毎年の純増加数となり、ほぼ40年で均衡に達します。

合格者数が2000人の場合、10年後には法曹人口は5万1000人を超えますが、合格者数を1500人の場合でも、10年後には4万5000人に達します。

① 過去10年間の法曹増員状況

(単位:人)(2012年は日弁連調べ)
日弁連「法曹人口政策関連資料集」p.1参照

	裁判官	検察官	弁護士	合計
2002年	2,288	1,484	18,851	22,623
2012年	2,850	1,839	32,088	36,777
増加数 (比率)	+562 (1.24倍)	+355 (1.23倍)	+13,237 (1.70倍)	+14,154 (1.62倍)

② 司法試験合格者数と法曹人口シミュレーション

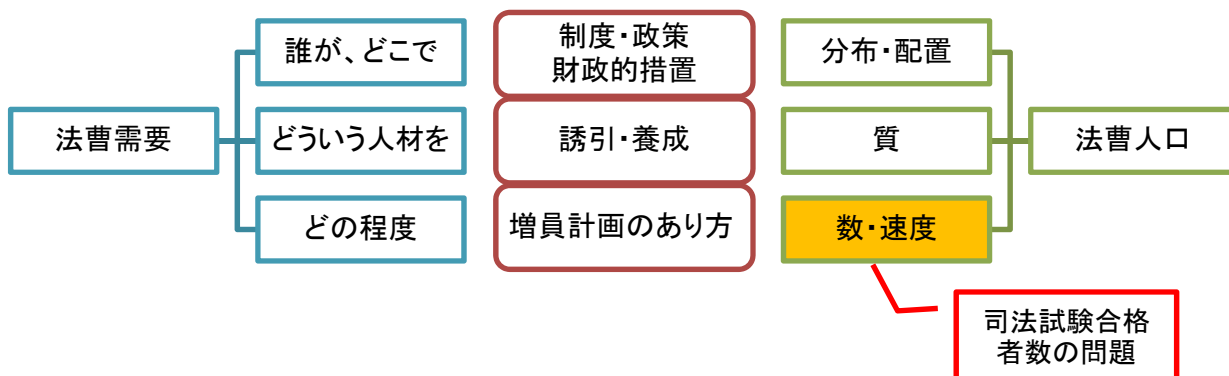
(単位:人) 詳細は日弁連「法曹人口政策関連資料集」p.21~22参照

	3000人	2000人	1500人	1000人
2022年	63,226	51,226	45,226	39,226
2032年	88,573	66,573	55,573	44,573
均衡値	127,761	84,761	63,261	41,761
均衡値の場合の 人口10万人当 たりの弁護士数	147	98	73	48

検証の視点

法曹需要を分析するには、誰が、どこで、どういう人材を、どの程度求めているか、という視点が必要です。これに対応して人材供給の側面から、法曹人口の分布・配置、法曹の質、数と速度、をそれぞれ検証すべきです。

分布・配置の次元でミスマッチが生じているとすれば、そこをつなぐ制度・政策、司法基盤の整備が必要です。



2. 裁判需要の検証

第一審民事通常訴訟の推移

③ 第一審民事通常訴訟事件(地方裁判所)の新受件数は、2005年頃にいったん減少し、その後増加しています。

④ 2005年から2010年までの増加件数のほとんどは過払金等事件であり、その他の事件の件数は横這いです。

⑤ 法的需要の「専門化・高度化」についても、労働審判が導入された労働分野以外は予想されたほどの増加は生じていません。

⑤医療・労働・知財分野の訴訟件数と全事件に占める割合

詳細は日弁連「法曹人口政策関連資料集」p.10参照

	医療損害賠償	労働 (金銭+金銭以外)	知的財産 (金銭+金銭以外)
2005年	982(0.74%)	2,441(1.84%)	541(0.40%)
2010年	776(0.34%)	3,135(1.40%)	605(0.27%)

増減数

▲206

694

64



現状は弁護士数の急増に見合った法的需要は顕在化しておらず、潜在的需要とのミスマッチを埋めるための司法基盤整備が必要です。

国民の司法アクセス改善への取組

⑥⑦ 地域格差や経済格差による司法アクセス障害を解消するには、民事法律扶助や司法過疎解消などの基盤整備が重要です。民事法律扶助では、勝訴の見込みが要求され、返済を原則とされることによる利用者の負担感がネックになって、代理援助が利用されにくいのが現状です。司法過疎問題では裁判官・検察官ゼロ地域の解消が課題です。

⑥民事法律扶助実績件数の推移

詳細は日弁連「法曹人口政策関連資料集」p.19参照

	2005年度	2010年度
法律相談援助	88,513	256,719(2.90倍)
代理援助	56,318	110,217(1.95倍)

⑦ゼロ・ワン地域の地裁支部数

詳細は日弁連「法曹人口政策関連資料集」p.16参照

弁護士 ゼロ*1	弁護士 ワン*1	裁判官 ゼロ*2	検察官 ゼロ*2
0	1	46	128

*1 2012年3月現在

*2 2010年8月末現在

③第一審民事通常訴訟事件(地裁)新受件数の推移[裁判所データブック2011による]

	2001年	2005年	2010年
件数	155,541	132,654 (0.85倍)	222,594 (1.43倍)

④過払金等/それ以外の事件数の推移

詳細は最高裁「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第4回・施策編)」p.181参照

	2005年	2010年
過払金等事件	42,614	130,163 (3.05倍)
それ以外	90,113	92,431 (1.02倍)

3. 裁判外への活動領域拡大の状況検証

企業、官庁、地方公共団体、海外分野

法曹の養成に関するフォーラム 第8回～第11回ヒアリングの結果等から

	誰が・どこで	どういう人材	どの程度
企業	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制や戦略的投資など 企業規模により異なる 経済活動におけるコストとしての位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスパーソンの資質（リスク感覚、マッピング） 人事・労務との兼務も 法曹資格のみでは足りず実務経験が必要（組織内育成又は弁護士経験） 	<ul style="list-style-type: none"> H23までの10年間で524人増 純増分は新人4割・経験者6割
官庁	<ul style="list-style-type: none"> 新司法試験合格者対象の選考試験 任期付公務員 定員管理上の制約 	<ul style="list-style-type: none"> 有資格者でも人事管理上の特別扱いはない 任期付公務員は即戦力 	<ul style="list-style-type: none"> [H23年実績の新規採用]新司法試験合格者対象選考試験6名。任期付公務員58名
地方自治	<ul style="list-style-type: none"> 法的課題処理、条例制定、職員研修 財政上の制約、地方議会との関係 	<ul style="list-style-type: none"> 行政マンの資質 法曹資格のみでは足りず実務経験が必要（組織内育成又は弁護士経験） 	<ul style="list-style-type: none"> 13自治体で37名登用[日弁連2012年8月調べ]
海外分野	<ul style="list-style-type: none"> [政府]WTO紛争案件は欧米の法律事務所に依頼 [企業]企業規模、進出先の国情・法制度により異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門分野の能力 現地での法曹資格 現地での居住経験 	<p>（全体的な現状把握が必要）</p>

組織内弁護士に要求される資質は多様なものがあります。また、企業の人事・給与体系や、国・地方自治体の財政・人員削減などの制約もあります。組織内弁護士の需要は今後増加すると見られますが、当面、急激な増加が見込まれる状況にはないと考えられます。

労働、消費者などの分野

労働分野では労働審判、労働相談が全国で増加し、消費者分野では消費者センターでは解決できない紛争が増加しています。ただ、これらは弁護士数が増加しただけでは解消しません。労働分野では、法律扶助の拡大や、労働審判を全国の地裁支部で取り扱えるようにすることが重要です。消費者分野では、集団訴訟制度、判決の履行確保、損害賠償制度の改革など、利用しやすい裁判制度に向けた改善が必要です。

4. 合格者急増による問題状況の検証

法曹志願者減少による人材確保の困難化

⑧ 法科大学院志願者は制度創設時から急減しています。社会人や非法学部出身者も急減しており、人材の多様性確保が困難となっています。
法曹志願者の減少が続く状況で司法試験合格者の急増ペースを維持するのは、合格者の質の低下をもたらす懸念があります。

⑧ 法科大学院適性試験志願者数推移

詳細は日弁連「法曹人口政策関連資料集」p.6参照

	2003年	2010年
大学入試センター	39,350	8,650
日弁連法務研究財団	20,043	7,820

	2012年
適性試験管理委員会	6,457

OJT機会の不足

⑨⑩ 法曹資格を取得しても、それを現実の裁判実務で活かすにはOJTの機会が必要です。法律事務所で実務経験を積むことで、これまで新人弁護士にはOJTの機会が確保されていました。しかし、弁護士人口の急増で就職希望者と受入れ側との人口バランスが崩れ、新人弁護士の就職難、それによるOJT機会の不足という問題が生じています。

⑨ 一括登録日での未登録者数・割合の推移

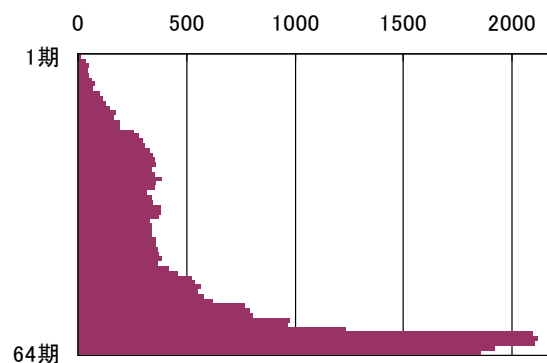
詳細は日弁連「法曹人口政策関連資料集」p.8参照

	60期(2007年)	64期(2011年)
現(9月)	70人 (5.0%)	64人 (39.8%)
新(12月)	32人 (3.3%)	400人 (20.1%)

※()内は司法修習終了者のうち未登録者の占める割合。
未登録者には裁判官・検察官への任官者は含まない。

⑩ 修習期別弁護士数(2012年)

日弁連「法曹人口政策関連資料集」p.7参照



法曹養成過程における質の維持への懸念

司法試験合格者数の大幅増加とともに、新しい法曹養成制度のもとでも二回試験不合格者が多数出現するなどの点でも、法曹の質の維持に対する懸念が生じています。